

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

さらなる働き方改革に向けて
新たな休暇制度を創設します！
～男性の育児休暇・全従業員の有給休暇の取得促進に取り組めます～

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、働き方改革の一環として、新たに2つの休暇制度を創設しますのでお知らせいたします。

当行では、平成29年度から実施している京都銀行版「働き方改革プログラム「7アップ考勤」」において、「全部店19時完全退行の実現」や「年間42日に及ぶ定時退行日の実施」を推進し、長時間労働の縮減に取り組んでおります。

今回、働き方改革を一層強力に推進するため、男性従業員の育児休暇取得率100%を目指し「ハローパパ休暇」制度を創設するとともに、全従業員の年次有給休暇取得を促進するため「ふれあい休暇」制度を創設いたします。これにより、全従業員が家族や地域等とのつながりを強め、より一層充実した生活を営むことを目指します。

また、女性従業員のさらなるキャリアアップ実現に向けて、「保育料等補助制度」を改正し、育児休業からの早期復帰を支援いたします。

当行では、今後も全従業員が能力と個性を最大限に発揮できる職場環境を整備し、お客さまの期待を超えるワンランク上の金融サービスを提供できるよう努めてまいります。

記

1. 「ハローパパ休暇」（短期育児休暇）

- （1）対象者
配偶者が出産した従業員
- （2）休暇日数
最大5日間
- （3）取得時期
出産立ち合いから子どもが満1歳に達するまで

2. 「ふれあい休暇」

- （1）対象者
全従業員
- （2）休暇日数
年間計3日間（各1日・計3回）
- （3）取得事例
子どもの行事参加（卒園式・入学式等）、地域の行事参加、本人・家族の誕生日、結婚記念日 等

3. 「保育料等補助制度」の改正

(1) 内 容

産休・育休から復帰した従業員を対象に、子が満4才に達するまで保育料等の補助を行う

(2) 支給額

改正前	子ども一人につき一律1万円／月を上限として費用補助（実費）
改正後	子どもの年齢および復帰後の勤務形態により費用補助（実費） （最大5万円／月）

4. 実施日

平成30年4月1日

以 上